

# プラスチック資源

・全部がプラスチック素材であるもの

## プラスチック製の容器

1辺の長さ45cm未満のもの

・拭き取りまたは洗って、固形物は全て取り除くこと

・乾かすこと

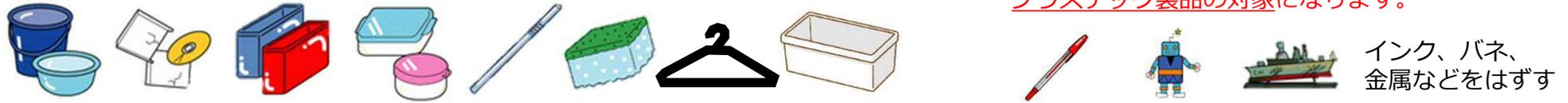


## プラスチックの製品

1辺の長さ45cm未満のもの

・土や砂または泥などの汚れを取り除くこと

・プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象になります。



## 大型プラスチック

1辺の長さ45cm以上の記載の品目

### 台所用品

- ・お盆
- ・ざる
- ・たらい
- ・漬物おけ
- ・水切りかご

### 入浴用品

- ・風呂ふた
- ・腰掛
- ・洗面器
- ・ベビーバス

### 清掃用品

- ・洗濯かご
- ・ちりとり
- ・バケツ

### 収納用品

- ・衣装ケース
- ・コンテナ
- ・書類ケース
- ・シューズボックス

### 家具・雑貨

- ・買い物かご
- ・ごみ箱

### 園芸用品

- ・植木鉢
- ・プランター
- ・じょうろ

### レジャー用品

- ・クーラーボックス
- ・ソリ

### 注意事項

- ・記載の品目以外の1辺の長さ45cm以上のプラスチックは、粗大ごみに出してください。
- ・大型プラスチックの判断に困った場合は、これまでどおり粗大ごみとして、出すこともできます。

## プラスチック資源に混ぜてはいけないもの

- ・使用済小型電子機器 (小型家電回収ボックスをご利用ください)
- ・火災を生ずるおそれのあるもの (電池、エアゾール缶、スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど)
- ・けがをする原因となるもの (カッター、包丁、かみそり など)
- ・感染するおそれのあるもの (点滴用器具 など)
- ・硬すぎるもの (ヘルメット、まな板 など)

★電池 (特にリチウムイオン電池) が使用されているものは、**ごみ収集車両や、施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと**

### お問い合わせ先

大鰐町役場 住民生活課 生活環境係

電話 : 0172-55-6563  
内線 (326、328)